

判 決 骨 子

公職選挙法13条1項、別表第一の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙の区割規定の下で、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙について、同選挙時における選挙区間の投票価値の不平等が憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたということはできず、同区割規定は、それが定められた当時においても、同選挙時においても、憲法14条等の規定に反するということはいえないから、同選挙が違法であるとはいえない。したがって、原告らの請求はいずれも理由がない。

以 上